

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP

大切な「マイホーム」をお守りする  
さまざまな補償を住宅オーナーさまに。

住居建物総合保険・地震保険

2014年7月以降保険始期用

<本冊子は保険期間2年以上の「マイホームびたっと」のパフレットです。>

リそなの住宅ローン 専用火災保険



「マイホームびたっと」は  
ベルマーク協賛商品です。

# マイホーム びたっと

ローン団体扱

補償内容

家財の補償のおすすめ

地震保険

補償内容の詳細

構造級別について

頼れるサービス

安心を  
サポート

『マイホームびたっと』ひとつで、  
大切なマイホームと  
ご家族の安心をサポート!



### ローン団体割引を適用!

りそな銀行・埼玉りそな銀行の住宅ローンをご利用の方向けの  
割引を適用しておりますので、ご検討下さい。

\*地震保険には適用されません。

### ローンご返済までの長期間の契約管理も安心!

住宅ローンのご返済期間に合わせたご契約が可能です。長期間  
の保険料を一括でお支払いいただくことで、毎年の面倒なお払込  
みや更新手続きは不要です。

### 再調達価額\*を基準にお支払い!

保険金は再調達価額を基準にお支払いしますので、建物の再建が  
可能となります。

\*同等の物を新たに建築するために必要な金額

取扱代理店



RESONA

りそな銀行 埼玉りそな銀行

「マイホームぴたっと」は、火災等リスク、自然災害リスク、日常災害リスクなどマイホームをとりまく様々なリスクに対する補償をご用意しています。  
 (詳しくは **ステップ1** ▶▶ **ステップ2** ▶▶ **ステップ3** の順にご覧ください。)

**ステップ1** ▶▶ まずは、「建物」の補償をご確認ください。マンションプランもあわせてご確認ください。

建物の補償

火災等リスクへの備え

<p><b>火災</b></p> <p>失火やもらい火による火災の損害を補償</p>	<p><b>落雷</b></p> <p>落雷による損害を補償</p>	<p><b>破裂・爆発</b></p> <p>ガスもれによる爆発などの損害を補償</p>
--------------------------------------------	------------------------------------	----------------------------------------------

自然災害リスクへの備え

<p><b>風災・雹災・雪災</b></p> <p>損害の額にかかわらず補償  <small>ひょう</small> 台風、雹、雪崩などによる損害を補償</p>	<p><b>水災※1</b></p> <p>床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水などによる損害を補償</p>
--------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

日常災害リスクへの備え

<p>建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等</p> <p>航空機の墜落や車両飛び込みなどによる損害を補償</p>	<p><b>水ぬれ</b></p> <p>水道管や排水管などの給排水設備に発生した事故等による水ぬれ損害を補償</p>	<p><b>騒擾</b></p> <p>デモなどの集団行動などに伴う暴力・破壊行為による損害を補償</p>	<p><b>盗難</b></p> <p>盗難により建物に発生した損傷・汚損の損害を補償</p>	<p><b>破損・汚損等</b></p> <p>専用水道管の凍結による損害も補償します。                  誤って自宅の壁などを壊した場合などの、偶発的な事故による損害を補償</p>
-----------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

マンションプラン

戸建用プランにおいても、ご希望により個人賠償特約をご契約いただくことができます。

個人賠償特約

示談代行サービス  
 買い物途中、自転車などで他人にケガを負わせてしまった！  
 マンションで排水管から水があふれ、階下の部屋を水浸しに！  
 住宅（別荘等を含みます）の所有、使用または管理における偶発的な事故もしくは被保険者が日常生活における偶発的な事故により、他人にケガをさせたり、他人のものに損害を与えたことによる法律上の損害賠償責任を補償します。  
 ※示談代行サービスのご利用が可能となります。

バルコニー等修繕費用特約

荷物を運ぶ際、誤ってバルコニーの共用部分を破損させてしまった！  
 記名被保険者が専ら使用または管理するバルコニー・玄関ドアなど分譲マンションの共用部分に発生した偶発的な事故による損害について、管理組合規約に基づき記名被保険者が負担する修繕費用を補償します。

⚠️ 水災を補償対象外とした場合、台風、集中豪雨などを原因とした洪水や土砂崩れなどの水災による損害が補償されませんのでご注意ください。

※1 構造級別にかかわらず、水災を補償対象外とすることもできます。▲参照  
 ※上記事故にてお支払いする保険金には、残存物取片づけ費用（損害保険金をお支払いする事故により保険の対象が損害を受けた場合の取壊し費用や清掃費用等）を含みます。

さらに、上記の損害保険金をお支払いする場合にはあわせて以下の費用をお支払いします。

<p><b>事故時諸費用</b>  <small>〈事故時諸費用（火災・落雷等限定）特約〉</small>                  火災・落雷・破裂・爆発による見舞費用など、事故発生時に臨時に発生する費用を補償します。</p>	<p><b>災害緊急費用（建物のみ）※</b>  <small>〈災害緊急費用特約〉</small>                  火災、落雷、破裂・爆発による損害の復旧にあたり支出した必要かつ有益な費用（仮住まいの賃借費用・建物の仮修繕費用など）を補償します。                  ※家財の補償には、災害緊急費用はございません。</p>	<p><b>特別費用（建物のみ）※</b>                  建物の損害に対する損害保険金のお支払額が、1回の事故で保険金額に相当する額となり、ご契約が終了する場合に損害保険金の10%（200万円が限度）をお支払いします。                  ※家財の補償には、特別費用はございません。</p>	<p><b>防犯対策費用</b>  <small>〈防犯対策費用特約〉</small>                  保険の対象である建物に犯罪行為（警察署に届け出限ります）が発生した場合に、再発防止のために建物の改造や等の設置に必要な費用や、ドアのカギが盗難されたドアの錠の交換に必要な費用を補償します。</p>	<p><b>損害防止費用</b>                  火災、落雷、破裂・爆発などの事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のため使用した消火薬剤の再取得などに必要な費用を補償します。</p>	<p><b>地震火災費用</b>  <small>〈地震火災費用特約〉</small>                  地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、建物が半焼以上となった場合などに、臨時に発生する費用を補償します（地震保険とは異なります）。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

👉 詳細はP7~9へ

主な費用の補償

**ステップ2** ▶▶ 次に、大切な「家財」の補償もご検討ください。建物のみのご契約では家財の損害は補償されません。

家財の補償

<p><b>火災</b></p>	<p><b>落雷</b></p>	<p><b>破裂・爆発</b></p>	<p><b>風災・雹災・雪災</b></p>	<p><b>水災※1</b></p>	<p>建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等</p>	<p><b>水ぬれ</b></p>	<p><b>騒擾</b></p>	<p><b>盗難</b></p>	<p><b>破損・汚損等</b></p> <p>自己負担額：3,000円（免責金額）</p>
------------------	------------------	---------------------	------------------------	--------------------	----------------------------	-------------------	------------------	------------------	------------------------------------------------

※1 構造級別にかかわらず、水災を補償対象外とすることもできます。  
 ※上記事故にてお支払いする保険金には、残存物取片づけ費用（損害保険金をお支払いする事故により保険の対象が損害を受けた場合の取壊し費用や清掃費用等）を含みます。  
 ※事故時諸費用・地震火災費用等の補償については建物の場合と同様です。

👉 詳細はP3・4へ

**ステップ3** ▶▶ さらに、地震保険へのご加入をご検討ください。

**地震保険** ⚠️ 地震等による損害は、「マイホームぴたっと」だけでは補償されません。

地震保険は、地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失により、建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

地震保険をご契約されない場合には、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊等の損害だけでなく、地震・噴火による火災損害、地震・噴火による延焼損害についても損害保険金は支払われません。ただし、地震火災費用保険金はこれらにかかわらず支払われる場合があります。

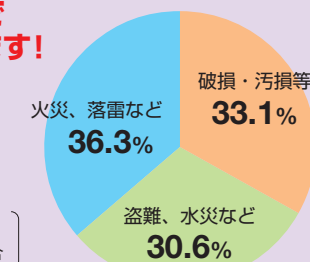


👉 詳細はP5・6へ

⚠️ これだけの事故でお役に立っています！

**建物**  
 過去5年間の建物の事故件数割合

2008年~2012年  
 「住居建物総合保険」事故件数の割合



保険金額の設定等について

建物の保険金額は、評価額いっぱいにお決めください。「マイホームぴたっと」では「新価」基準で評価額を算出します。

「新価」基準とは  
 再調達価額（同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額）を基準とする評価基準です。

📌 **ポイント** 万一の事故の場合でも、「新価」基準なのでお支払いする保険金で建物や家財の再取得が可能です。

（注）評価額いっぱいには保険金額を設定した場合となります。

お客様の期待に応える「評価済保険」を導入しています。

マイホームぴたっとでは、ご契約時の評価額に基づきあらかじめ設定した保険金額に基づいて損害保険金をお支払いする「評価済保険」を導入することにより、物価変動等にかかわらず、万一の事故の際にはご契約時の保険金額を限度として損害の額の全額をお支払いします。

（注）「建物評価額」が実際の建物の価額を著しく上回る場合には、損害が発生した時の発生した場所における再調達価額を基準に保険金をお支払いする場合がありますので、ご注意ください。



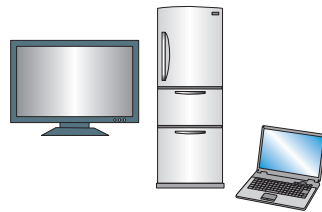
## 少しずつ買いそろえてきた大切な家財。もう一度買い直すとしたら...

45才のAさんは、奥さま・ご長男・ご長女の4人家族。  
 万一の時には、家電製品はもちろん衣類や寝具類など、  
 すぐに買い直す必要があることはわかるのですが、家財が全部でいくらあるのか、  
 よくわかりません...

45才Aさんご家族（ご夫婦とお子さま2名）の場合  
**家財評価額（新価）の目安は 約1,630万円**

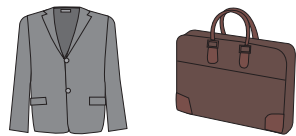
### 共通家財 690万円 日常生活用品からテレビ・冷蔵庫まで

- 台所用品／食器、なべ類、食器戸棚、冷蔵庫、炊飯器など.....50万円
- 洗濯・掃除・風呂用具／洗濯機、掃除機、洗面用具、タオルなど.....15万円
- 家具・調度品／タンス、鏡台、応接セット、本棚、カーテン、じゅうたんなど.....255万円
- 家電／テレビ、ゲーム機・ソフト、DVD、電話、パソコンなど.....340万円
- その他／来客者用の寝具、ミシン、アイロンなど.....30万円



### ご主人 290万円

- 服飾類／スーツ、コート、礼服など.....135万円
- 肌着類／シャツ、肌着など.....30万円
- 身回品／時計、靴、鞆、めがねなど.....115万円
- 寝具類／布団、シーツ、毛布など.....10万円



### 奥さま 500万円

- 服飾類／コート、ワンピース、スーツなど.....225万円
- 肌着類／シャツ、肌着など.....80万円
- 身回品／時計、靴、鞆、サンダルなど.....185万円
- 寝具類／布団、シーツ、毛布など.....10万円



### ご長男 60万円

- 服飾類／ジーンズ、スポーツウェアなど.....20万円
- 肌着類／シャツ、肌着など.....10万円
- 身回品／スニーカー、靴、めがねなど.....25万円
- 寝具類／布団、シーツ、毛布など.....5万円



### ご長女 90万円

- 服飾類／スカート、コート、セーターなど.....20万円
- 肌着類／シャツ、肌着など.....20万円
- 身回品／靴、鞆、帽子など.....45万円
- 寝具類／布団、シーツ、毛布など.....5万円



### オプション特約 家財追加特約

家財の補償をご希望の場合、所定の特約保険料を払込みいただき「家財追加特約」をセットすることにより、建物の補償と同様の損害を補償いたします。家族構成等に応じて家財の保険金額（ご契約金額）を設定してください。

#### 家財評価額

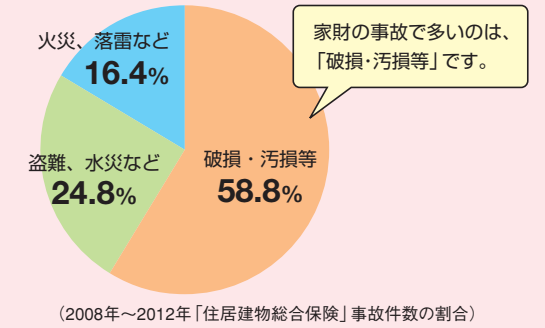
世帯主の年齢・家族構成により算出した標準的な評価額※を基に、必要に応じて実態に合わせて調整を行ったものです。

※お客さまの標準的な評価額については、ご家族の状況などをご確認させていただいたうえで、ご案内させていただきます。



**火災以外の事故にも、お役に立っています。**

#### 家財 過去5年間の家財の事故件数割合



<ご注意くださいこと>

- ◆保険金額の設定にあたっては、家財のご契約時の再調達価額を限度に200万円から3,000万円の範囲内で50万円単位に設定いただけますが、複数のご契約に分けてご契約いただく場合は、まとめてご契約いただく場合よりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。
- ◆保険金額または家財の再調達価額のいずれか低い額を限度として、「新価」基準で損害の額を補償します。

#### 貴金属等※について

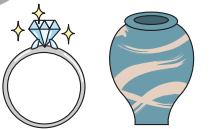
家財をご契約の場合、1個または1組ごとの再調達価額が30万円を超える貴金属等をお持ちの場合は、30万円を超える損害に備える「家財明記物件特約」のセットをおすすめします。なお、特約をセットしない場合でも、貴金属等については自動的に保険の対象に含まれますが、1個または1組について30万円を超える損害は損害の額を30万円とみなします。

(注)「家財明記物件特約」は、家財追加特約をセットしたご契約のみセット可能です。なお、「家財明記物件特約」の保険金額は、貴金属等の再調達価額を基に設定します(1,000万円を超える場合はご契約いただけません)。

(注)貴金属等の再調達価額は、市場価格を基準とします。

※貴金属、宝玉石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品

30万円を超える補償をご希望の場合



【家財の保険金額（ご契約金額）の目安】ご存知ですか？家財のお値段は意外に高額です。

世帯主の年齢	ご家族構成	ご契約金額の目安			
		独身世帯	ご夫婦(2名)	ご夫婦+お子様(計3名)	ご夫婦+お子様(計4名)
27才以下	27才以下	300万円	550万円	630万円	710万円
	28才～32才	300万円	740万円	820万円	900万円
	33才～37才	300万円	1,060万円	1,140万円	1,220万円
	38才～42才	300万円	1,290万円	1,370万円	1,450万円
	43才～47才	300万円	1,470万円	1,550万円	1,630万円
	48才以上	300万円	1,550万円	1,630万円	1,710万円

(家財簡易評価表(再調達価額用)2014年4月1日版(消費税率8%含))

#### お支払い例

こんな事故が**家財**に発生しています!ご存知でしたか?

#### 事故例 1 落雷

家の近くの電柱に落雷があり、TVとパソコンに被害があった。



家財の損害の額：約**35万円**

#### 事故例 2 盗難

空き巣の被害にあい、現金15万円の入った財布やパソコン等が盗難されてしまった。



家財の損害の額：約**40万円**

#### 事故例 3 破損・汚損等

部屋の中で子供同士がふざけていて液晶TVにぶつかり、画面を壊してしまいTVが映らなくなった。



家財の損害の額：約**10万円**

#### 事故例 4 火災事故に伴う消火活動

隣接の飲食店から出火し、その消火活動による放水で、Cさん宅のマンションも水浸しになり、家財に被害がでた。



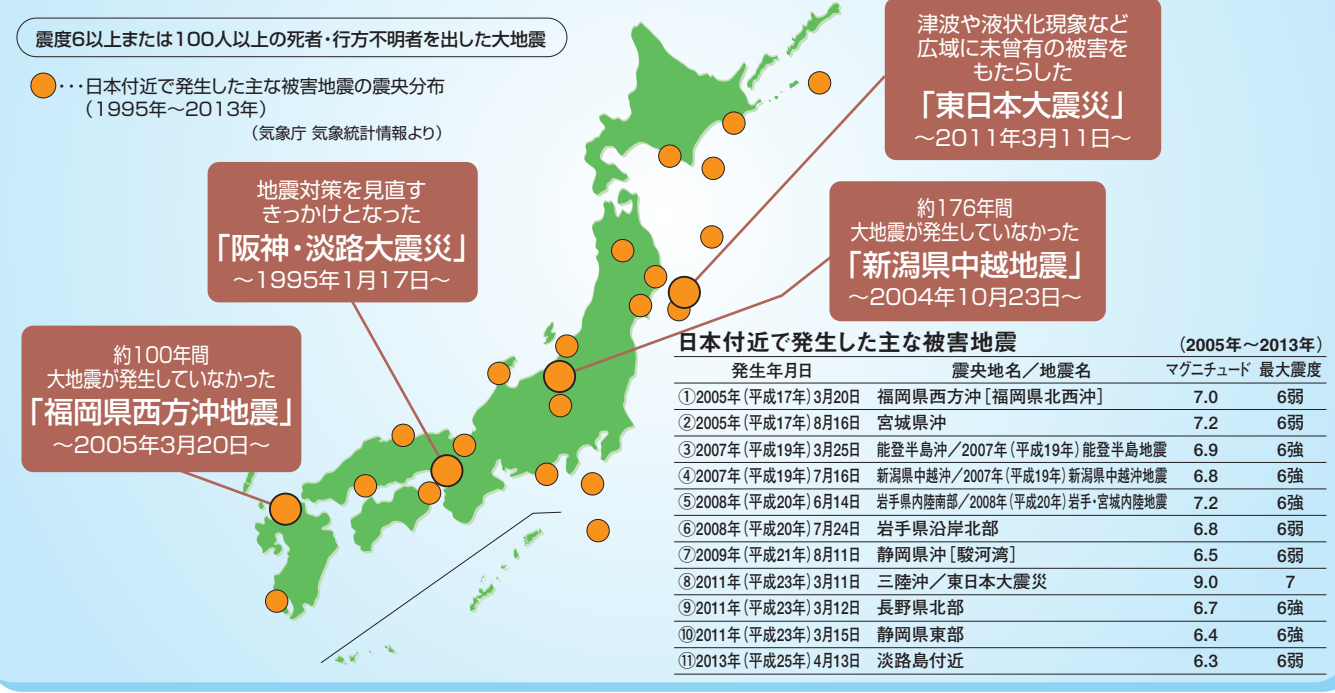
家財の損害の額：約**50万円**



# 地震保険

地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は、「マイホームぴたっと」だけでは補償されません。「マイホームぴたっと」とセットで地震保険のご契約もおすすめします!

「大地震なんて起こるはずがない!」と誰も断言できないのが日本の実情です。万一のための備えが必要です。



## 「地震保険」の補償内容 をご説明します。

このようなときに補償されます。



- 保険の対象** 保険の対象は「居住用建物」「家財」です。
  - 保険金額の設定方法** 地震保険の保険金額は「マイホームぴたっと」の保険金額の30%～50%の範囲でお決めください。
  - お支払いする保険金** 損害の程度によって、地震保険金額の5%、50%、100%をお支払いします。詳細は右記**地震保険の概要**をご参照ください。
- 建物 5,000万円が限度 家財 1,000万円が限度**

## 「地震保険」は保険料控除の対象 です。

概 要	所得税の取扱い		個人住民税の取扱い
	対象契約	地震保険	
所得控除限度額	最高 5万円	最高 2万5千円	
控除対象保険料	払込地震保険料の全額	払込地震保険料の半額	

・保険契約者が個人の場合、払込みいただいた地震保険料のうち、所定の金額については、税法上の地震保険料控除の対象となります。  
 ・左記は2014年(平成26年)3月現在の税法上の取扱いの概要を記載したものです。今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

## 地震保険は、地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失により、建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

地震保険をご契約されない場合には、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊等の損害だけでなく、地震・噴火による火災損害、地震・噴火による延焼損害についても損害保険金は支払われません。ただし、地震火災費用保険金はお支払対象となる場合があります。

### 地震保険の概要

- 商品の仕組み**  
地震保険は単独でご契約できません。マイホームぴたっととセットで契約いただく必要があります。セットで契約いただくマイホームぴたっとが保険期間の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。また、マイホームぴたっとの保険期間の途中で地震保険を契約いただくことができます。
- 保険金をお支払いする場合(補償内容)**  
(1)地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象(居住用建物またはその収容家財)に次の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。

保険の対象	損害の程度	認定の基準	お支払いする保険金
建物	全損	主要構造部(軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害の額が、建物の時価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、建物の延床面積の70%以上となった場合	建物の地震保険金額の全額(時価額*が限度)
	半損	主要構造部(軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害の額が、建物の時価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合	建物の地震保険金額の50%(時価額*の50%が限度)
	一部損	主要構造部(軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害の額が、建物の時価額の3%以上20%未満となった場合、または建物に床下浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が発生した場合で、その建物が「全損」「半損」「上記の一部損」に至らない場合	建物の地震保険金額の5%(時価額*の5%が限度)
家財	全損	家財の損害の額が、家財の時価額の80%以上となった場合	家財の地震保険金額の全額(時価額*が限度)
	半損	家財の損害の額が、家財の時価額の30%以上80%未満となった場合	家財の地震保険金額の50%(時価額*の50%が限度)
	一部損	家財の損害の額が、家財の時価額の10%以上30%未満となった場合	家財の地震保険金額の5%(時価額*の5%が限度)

●上記の損害に至らない場合は、保険金のお支払い対象とはなりません。●門、塀、または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害では、保険金のお支払い対象とはなりません。●損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。  
 ※再調達価額から「使用による消耗分」を差し引いて算出した金額をいいます。  
 (2)1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が6兆2,000億円を超える場合、お支払いする保険金は下記の算式により計算した金額に削減されることがあります。(2014年3月現在)  $6兆2,000億円 \times \frac{\text{お支払いする保険金} - \text{算出された保険金の総額}}{\text{算出された保険金の総額}}$

- 3 保険金をお支払いできない主な場合等**  
(1)次のものは保険の対象に含まれません。  
 ●店舗や事務所のみで使用されている建物 ●営業用什器・備品や商品などの動産 ●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車 ●貴金属、宝玉石、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの ●稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿 など  
 (2)建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した損害や、保険の対象の紛失・盗難による損害の場合には保険金をお支払いできません。  
 (3)建物・家財が地震等により損害を受けても、損害の程度が一部損に至らない損害の場合には保険金のお支払い対象とはなりません。

- 4 保険期間、保険料の払込方法等**  
(1)セットで契約いただくマイホームぴたっとの保険期間が5年以下の場合、地震保険の保険期間および払込方法は、マイホームぴたっとと同じになります。  
 (2)セットで契約いただくマイホームぴたっとの保険期間が5年を超える場合、地震保険の契約方法は、1年間または5年間ずつ自動継続する方式があり、マイホームぴたっとの保険期間とあわせて契約していただけます。  
 (保険期間が自動継続する方式のご注意) ●保険期間の満了日が属する月の前月10日までに継続しない旨のお申し出がなければ自動継続されます。●保険期間の途中で保険料率(保険料)が改定となった場合、改定日以降に自動継続されるご契約から保険料率(保険料)を変更しますのでご了承ください。

- 5 引受条件(保険金額等)**  
(1)地震保険の保険の対象は「居住用建物」または「家財」です。  
 ※建物と家財のそれぞれで契約いただく必要があります。保険の対象が建物だけの場合、建物に収容されている家財に損害が発生しても、保険金のお支払い対象とはなりません。  
 (2)地震保険の保険金額は、建物・家財ごとに、セットで契約いただくマイホームぴたっとの保険金額の30%～50%の範囲で設定ください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。 ※1※2※3  
 ※既に他の地震保険契約があり、追加で契約いただく場合は、限度額から他の地震保険金額の合計を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。 ※2マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。 ※3同一被保険者が所有する複数世帯が居住する共同住宅建物の場合は、世帯数に限度額を乗じた額をもって、建物の限度額とすることができます。  
 (3)保険料は、保険金額の他に建物の所在地・構造等により決まります。  
 (4)地震保険には割引が適用できる場合があります。詳細は下記の地震保険の割引制度をご覧ください。

▲**警戒宣言発令後の地震保険の取扱い**  
 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、警戒宣言に関する地域(東海地震に係る地震防災対策強化地域)内に所在する保険の対象(居住用建物またはその収容家財)について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引受けできませんのでご注意ください。  
 ※物件・被保険者を同一とする、保険金額が同額以下の継続契約のみお引受けが可能となります。

### 地震保険の割引制度

(注)以下の4つの割引は、重複して適用することはできません。

保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物が次のいずれかに該当する場合に、所定の確認資料を提出いただきますと、地震保険料率に割引が適用されます。

■建築年割引	割引率	10%
昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物およびその収容家財に対して適用します。 確認資料: 以下のいずれかの資料のコピーを提出いただきます。 ●建物登記簿謄本、建物登記簿権利証、建築確認書、検査済証等の対象建物の新築年月または新築年が確認できる公的機関等が発行する書類 ●土地建物取引業者が建物の売買、交換もしくは貸借の相手方等に対して交付する重要事項説明書(対象建物の新築年月または新築年が確認できるもの) ●対象建物に建築年割引が適用されていること、およびその建築年月または建築年が確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証、契約内容を変更した際に発行される承認書またはこれらの代替となる書類 ※公的機関等に対して届け出た書類で公的機関等の受領印もしくは処理印が確認できるものを含みます。		

■免震建築物割引	割引率	50%
住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)に規定する評価方法基準において、免震建築物の基準に適合する建物およびその収容家財に対して適用します。 確認資料: 以下のいずれかの資料のコピーを提出いただきます。 ●品確法に基づく建設住宅性能評価書または設計住宅性能評価書※2 ●フラット35S適合証明書(独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書)※3または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」※3 ●長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」※3 ●住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」※3 ●①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類※4および②「設計内容説明書」など免震建築物であることが確認できる書類※3 ●対象建物に免震建築物割引が適用されていることが確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証、契約内容を変更した際に発行される承認書またはこれらの代替となる書類※1		

■耐震等級割引	耐震等級	割引率	3	2	1
住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)に規定する評価方法基準に定められた「耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)」または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に定められた耐震等級を有している建物およびその収容家財に対して適用します。 確認資料: 以下のいずれかの資料のコピーを提出いただきます。 ●品確法に基づく建設住宅性能評価書または設計住宅性能評価書※2 ●評価指針に基づく耐震性能評価書 ●フラット35S適合証明書(独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書)※3または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」※3 ●長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」※3 ●住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」※3 ●①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類※4および②「設計内容説明書」など耐震等級を確認できる書類※3 ●対象建物に耐震等級割引が適用されていること、およびその耐震等級が確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証、契約内容を変更した際に発行される承認書またはこれらの代替となる書類※1	50%	30%	10%		

■耐震診断割引	割引率	10%
地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年(1981年)6月1日施行)に基づく耐震基準を満たす建物およびその収容家財に対して適用します。 確認資料: 以下のいずれかの資料のコピーを提出いただきます。 ●耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書などの耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書 ●建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号に適合している」という文言が記載された書類※ ●対象建物に耐震診断割引が適用されていることが確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証、契約内容を変更した際に発行される承認書またはこれらの代替となる書類※1 ※指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体の長のいずれかが記名・押印した書類をいいます。		

※1 保険会社が保険契約者に対して発行する書類で、「証券番号(契約を特定するための番号)」、「保険契約者」、「始期日・満期日」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社」の記載のあるものをいい、電子データにより提供されているものを含みます。  
 ※2 品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類を含みます。  
 ※3 以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。  
 ・「適合証明書」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」または「住宅性能証明書」において、書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるもの、耐震等級を1つに特定できない場合  
 ・「技術的審査適合証」において、耐震等級が確認できない場合  
 ・「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類※4のみ提出していただいた場合  
 ※4 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」および「認定長期優良住宅建築証明書」を含みます。

補償内容  
家財の補償のおすすめ  
地震保険

補償内容の詳細

構造級別について

頼れるサービス



**2 主な特約と補償内容** 別に定める保険料を払い込みいただくことによりセットできる特約のうち、主な特約とその概要は下記のとおりです。詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

特約の名称	特約の概要	保険金をお支払いできない主な場合(各特約固有)
家財明記物件特約	各プランの保険金をお支払いする事故によって家財明記物件※1に損害が発生した場合に、1回の事故につき、家財明記物件保険金額を限度(盗難、破損、汚損等は1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円が限度)に損害保険金をお支払いします。	前記■基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ
個人賠償特約*	被保険者※2がこの特約の記名被保険者の居住の用に供される住宅※3の所有・使用・管理または日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を1回の事故につき、1億円を限度に補償します。	後記■各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合の他、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど他人から借りたり預かった財物自体の損害に起因する損害賠償責任 ●ゴルフ・カート以外の自動車、モーターボート、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任
バルコニー等修繕費用特約	記名被保険者が専ら使用または管理するバルコニー・玄関ドア等の共用部分に発生した損害について、管理組合の規約に基づき記名被保険者が負担する修繕費用を1回の事故につき、1建物敷地内ごとに30万円を限度に補償します。	前記■基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって専用使用権付共用部分を管理する方が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害は含まれません。

※1 家財明記物件については、P4「貴金属等\*について」をご参照ください。  
 ※2 被保険者とは次のア.からエ.に掲げる方をいいます。ア.記名被保険者 イ.記名被保険者の配偶者 ウ.記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 エ.記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子  
 ※3 住宅には別荘など一時的に記名被保険者の居住の用に供される住宅を含みます。  
 \*示談代行サービスのご利用が可能となります。

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(共済契約または異なる保険種類の特約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。ご契約にあたっては、補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。(注)なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。

**3 各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合**

次の場合には、補償項目・特約を問わず保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

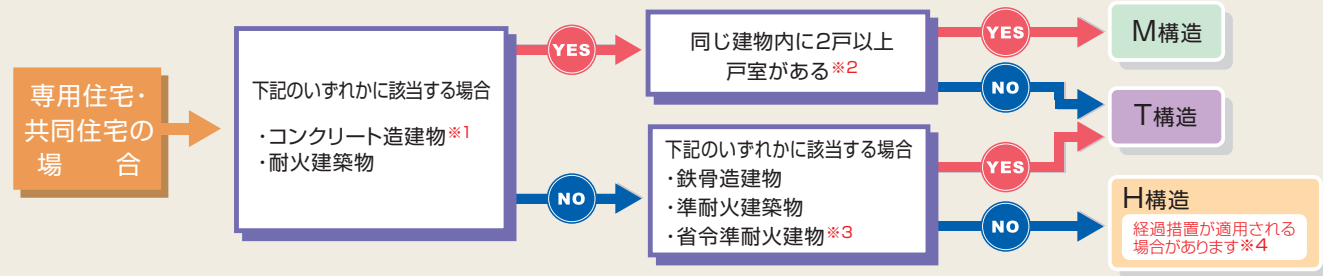
- (1) 保険契約者、被保険者などの故意 (2) 戦争、革命、内乱、暴動等
- (3) 地震、噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金には適用しません) (4) 核燃料物質などに起因する事故 など

構造級別について

●建物の「構造級別」は、柱や工法、耐火性能で判定します。下記の**構造級別確認フローチャート**をご確認ください。

構造級別確認フローチャート

木造の建物でも、法令上の耐火建築物、準耐火建築物または省令準耐火建物※3に該当しないか必ずご確認ください。



※1 コンクリート造建物には、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物を含みます。  
 ※2 1つの建物が2以上の生活単位となる戸室を有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。  
 ※3 独立行政法人住宅金融支援機構の「まちづくり省令準耐火建物」はこれに該当しません。  
 ※4 上記の構造級別判定の結果、建物H構造に該当した場合は、保険料のご負担を軽減する「経過措置」が適用される場合があります。必ず以下の**経過措置の適用条件**をご確認ください。

経過措置の適用条件

対象契約	更改(継続)前契約の構造級別がB構造と判定されていた建物が、更改後契約でH構造と判定される場合 (注1)経過措置を適用したご契約を更改される場合も引き続き適用されます。 (注2)更改前契約が引受保険会社のご契約でない場合も条件を満たしていれば適用されます(更改前契約の保険証券写しなどのご提出が必要となります)。
更改後契約の条件	以下のすべてに合致する必要があります。 1. 始期日が更改前契約の満期日または解約日と同一であること。 2. 保険の対象である建物が、更改前契約と同一であること。 3. 保険契約者が、更改前契約と同一であること。 ただし、以下の①~③などによる保険契約者または保険契約者名の変更については、保険契約者が更改前契約と同一であるとみなします。 ①死亡による相続 ②改姓・名称変更、法人の代表者変更 ③企業の合併・統合
適用上のご注意	1. 保険期間の途中で保険の対象である建物の買替えや建替えをした場合、その時点で経過措置は終了します。 2. 保険期間の途中で保険契約者の変更を行った場合、その時点で経過措置は終了します。 ただし、上記「更改後契約の条件」3.の①~③などによる変更は、保険契約者の変更とはみなしません。 3. 更改時または保険期間の途中で、保険の対象である建物に収容される家財などを保険の対象に追加した場合も、経過措置が適用されます。

お電話ください。頼れる**無料サービス!!**  
**“住まいの困った”にスピーディに対応します。**

**住まいの現場急行サービス 365日24時間、住まいのトラブルのときに駆けつけます!**

**水回りクイック修理サービス**

水回りのトラブルの専門業者を手配し、応急修理を行います。

●**トイレがつまって流れない!**  
 トイレのつまりの除去



●**台所の排水管がつまって水びたしに!**  
 給・排水管のつまりの除去



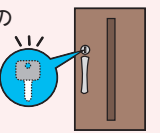
●**洗面台の給水管が故障して水漏れが止まらない!**  
 給・排水管の故障によるあふれの原因箇所の応急修理



**玄関ドアカギ開けサービス**

玄関ドアのカギの専門業者を手配し、緊急開錠を行います。

●**外出中に玄関ドアのカギをなくしてしまっ!**  
 玄関ドアのカギ開け



上記のトラブルの際、現場での30分以内の**一時的な応急修理費用(出張料および作業料)を無料とします。**

(注1) 各種部品代・カギ製作代、上記の30分を超える応急修理・作業の場合の作業延長料金などはお客さま負担となります。  
 (注2) 保険契約者または被保険者(保険の対象の所有者。以下同様とします)ご本人の確認ができない場合はサービスの提供は行いません。  
 (注3) 玄関ドアのカギ開けサービスの対象は、建物または戸室の出入りに通常使用する玄関ドアのカギの開錠とし、建物内のカギ開けを除きます。また、カギの種類によっては、玄関ドアのカギ開けサービスの提供ができない場合があります。この場合、お客さまのご要望により破錠する場合があります(破錠後に必要となるカギ・シリンダー等の交換費用はお客さま負担となります)。

**対象となる建物** 被保険者(被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります)が居住する保険証券に記載された居住建物が対象となります。  
 (注1) 居住建物に固着していない屋外の給・排水設備は対象となります。  
 (注2) 居住部分については被保険者が居住していない場合、店舗部分については被保険者が使用していない場合は対象となりません。

**対象となる地域** 日本国内であれば全国どこでもご利用できます。一部地域(離島等)ではご利用いただけません。



- 住まいの現場急行サービスのご利用は、あんしん24受付センター(0120-985024)にご連絡をいただき、引受保険会社がサービス提供を委託する(株)安心ダイヤルが手配する業者をご利用いただくことが条件となります。
- (株)安心ダイヤルが手配する業者以外で、お客さまが自ら業者を手配し応急修理を行う場合は、業者を手配される前にあんしん24受付センターにご連絡ください。この場合にかぎり、10,000円を限度に実費をお支払いします。
- 給・排水管のつまりの除去、給・排水管の故障によるあふれの原因箇所の修理で高圧洗浄等の作業が必要となり、一時的な応急修理で対応できない場合は、サービスの提供ができません。
- トラブルの原因が、給・排水管の凍結、雨どいのつまり、給湯器・温水洗浄便座・洗濯機・床暖房システム等の機器のトラブル、故意、地震・噴火またはこれらによる津波、戦争などの場合は、サービスの対象となりません。
- 出勤業者のトラブル現場への到着は天候・交通事情等により遅延することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ご契約の居住建物がアパート・マンション等共同住宅の場合、被保険者が居住する戸室部分および使用している店舗部分はサービスの対象となりますが、共用部分、公的部分(市町村等が所有する水道管・下水管等)をいいます)および他の賃貸戸室部分等は対象となりません。
- ご契約の居住建物が店舗や事務所等を併設した併用住宅の場合、被保険者が居住する戸室部分および使用している店舗部分はサービスの対象となりますが、他の賃貸戸室部分およびテナントの専有部分は対象となりません。

住まいの現場急行サービスのご利用は、右記までご連絡ください。 365日24時間 **0120-985024** \*携帯電話・PHSからもご利用いただけます。\*おかけ間違いにご注意ください。

**住まいの安心サポート 日常生活のお悩みから暮らしの安心までサポート!**

**ハウスクエアサポート 平日9~17時(土日祝日、12/29~1/5を除きます) 優待**

- 家庭のセキュリティのプロをお探しの方、シニアの方の見守りサービスを利用したい方に **ホームセキュリティのご紹介**  
 ご家庭用の防犯・防災設備の設置の他、シニアの方を見守るサービスをご提供する提携業者をご紹介します。
- 掃除のプロをお探しの方に **ハウスクリーニングのご紹介**  
 環境にやさしいハウスクリーニングの提携業者をご紹介します。(注)リフォーム業者のご紹介は対象となりません。
- エコな引越し業者をお探しの方に **引越し業者のご紹介**  
 ライフスタイルにあわせた引越し業者をご紹介します。

**暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談 平日13~17時(土日祝日、12/29~1/5を除きます)**

- 暮らしのトラブル(法律)などを相談したい方に **法律のご相談**  
 日常生活のトラブル(法律)に関するさまざまなご相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。必要に応じて弁護士による電話相談もご利用いただけます(予約制)。
- 暮らしの税務などを相談したい方に **税務のご相談**  
 暮らしの税務に関するさまざまなご相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。必要に応じて税理士による電話相談もご利用いただけます(予約制)。

- 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
  - サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
  - 住まいの安心サポートは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- \*住まいの安心サポートは、引受保険会社が委託している提携サービス会社をご提供します。

**優待** 提携先の業者における各種サービスの費用は、サービスをご利用いただく方の自己負担となりますが、優待料金にてご利用いただける場合があります。

**ECO** 環境にやさしいサービスをご利用いただくことができます。

住まいの安心サポートのご利用は、右記まで **0120-4132-56** \*携帯電話・PHSからもご利用いただけます。\*おかけ間違いにご注意ください。\*音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

ご利用にあたっては、保険契約者または被保険者の**お名前**、**ご加入の保険商品名**の他、証券番号またはサービスガイドに掲載された**サービスご利用番号(4桁)**が必要となります。

- **サービスの対象となるご契約は** **マイホームびたっと**  
 (注) サービスご提供時に被保険者であることを提携会社にて確認することができないご契約については、サービスをご提供できませんのでご注意ください。
- **サービスをご利用いただける方は**  
 保険契約者または被保険者となります。保険契約者または被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共に送付する「火災保険サービスガイド」でご確認ください。

保険契約者と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

マイホームびたっとの概要

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

- ①マイホームびたっとは、火災をはじめとするさまざまな偶然な事故等により、保険の対象に発生した損害や費用を補償する保険です。
- ②マイホームびたっとの補償プランの主な内容は、P7~8補償内容の詳細1をご参照ください。

(2) 保険の対象

マイホームびたっとの保険の対象は、居住用の「建物」または「家財」※1です。なお、下表に該当するものは保険の対象に含まれます。

保険の対象に含まれるもの	
建物	①畳または建具類 ②建物に定着している電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフトその他の付属設備 ③浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に定着した物 ④建物の基礎※2 ⑤門、塀、垣※2 ⑥物置、車庫その他の付属建物※2
家財	①記名被保険者の親族の所有する家財で保険申込書に記載された建物敷地内に収容されているもの ②建物と家財の所有者が異なる場合は、家財の所有者が所有する次の物 ア. 畳または建具類 イ. 建物に定着している電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフトその他の付属設備 ウ. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に定着した物

※1建物に収容される家財を保険の対象とする場合は「家財追加特約」をセットして契約いただきます。※2保険申込書に保険の対象に含めない旨を記載する場合は保険の対象に含まれません。

⚠「家財」を保険の対象とする場合のご注意

家財の範囲について

家財を保険の対象とする場合、次に掲げるものは保険の対象に含まれません。  
 ①自動車およびその付属品 ②動物および植物等の生物 ③通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等その他これらに類する物 ④証書、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案その他これらに類する物 ⑤プログラム、データ

(3) 基本となる補償

損害保険金・費用保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の計算、保険金をお支払いできない主な場合については、P7~8補償内容の詳細1をご覧になるか、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客様のプランについては、保険申込書をご確認ください。

(4) 主な特約の概要

主な特約とその概要については、P9補償内容の詳細2をご覧になるか、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(5) 保険金額の設定

保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。また、お客様の保険金額については、保険申込書をご確認ください。保険金の支払基準※1は、建物評価額(家財の場合は再調達価額)が基準となります。

保険金額の設定※2※3	
建物	・ご契約時の建物評価額を基準として建物保険金額を設定します。建物保険金額は、ご契約時の建物評価額を限度として100万円以上10万円単位で設定できます。
家財	・ご契約時の再調達価額を限度に、200万円以上50万円単位でお客様の希望に応じて設定できます。ただし、3,000万円が限度となります。 ・複数のご契約に分けて加入される場合は、ご契約をまとめて加入されるよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

※1保険金額の設定やお支払いする保険金の額を算出するための基準をいいます。※2ご契約時の建物評価額(家財の場合は再調達価額)を超えて契約されても、建物評価額(再調達価額)を超えた部分は損害保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。※3他の保険契約等がある場合は、合算した保険金額が建物評価額(家財の場合は再調達価額)を超えていないかご確認ください。

⚠保険金額の設定に関するご注意

建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。家財を補償の対象とするためには、「家財追加特約」をセットして建物とは別に家財保険金額を設定して契約いただく必要があります。

(6) 保険期間

保険期間は、2年から36年までの間で、金融機関からの融資期間の範囲内(整数年)で設定できます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客様の保険期間については、保険申込書をご確認ください。

2. 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地、構造等により決まります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客様の保険料については、保険申込書をご確認ください。

3. 保険料の払込方法

保険料の払込方法は長期一括払のみとなります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

マイホームびたっとおよび地震保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損害カスタマーセンター  
**0120-721-101 (無料)**

※受付時間 平日 9:00~17:00  
 (土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます)

事故が発生した場合は

ご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター  
**0120-985-024 (無料)**

※受付時間 [365日24時間]  
 ※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。  
 ※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 [ナビダイヤル] **0570-022-808**  
 そんぽADRセンター (有料)

※受付時間 [平日 9:15~17:00 (土・日・祝日および年末年始を除きます)]  
 ※携帯電話からも利用できます。  
 ※PHS・IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。  
 ※おかけ間違いにご注意ください。  
 ※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
<http://www.sonpo.or.jp/>

ご注意いただきたいこと

- このパンフレットは「マイホームびたっと」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。ご契約の手続きが完了した後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社までご照会ください。ご契約後に引受保険会社から確認の連絡をすることがあります。
- 「マイホームびたっと」は、「住居建物総合保険」のペットネームです。
- 契約取扱者が取扱代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・保険契約の管理(ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます)などの業務を行っております。したがって、取扱代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接ご契約いただいたものとなります。
- 「マイホームびたっと」では、損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額に相当する額となった場合、ご契約は損害発生時に終了します。なお、損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額に達しないかぎり、損害保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。
- 地震保険では、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。
- 住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)等、公的融資に関わる建物は、この保険のご契約ができない場合がありますので、お申し出ください。
- 保険商品は預金等ではありません。保険商品は、預金保険制度の保険金支払い対象外となりますので払込みいただいた保険料の返還は保証されておりません。
- 保険商品のお申込みの有無が、銀行との預金・融資等その他の取引に影響を与えることはありません。
- 保険契約をお引受けし、保険金等をお支払いするのは引受保険会社となります。
- 取扱代理店とお客さまとの取引(預金・為替・融資等)に関する情報をお客さまの承諾を得たうえで、保険商品のご提案に利用させていただく場合があります。
- 保険料を引受保険会社所定の口座への振込により払込みいただいた場合は、振込手続の控えをもって保険料領収証にかえさせていただきます。

ECO このパンフレットは環境に配慮した用紙・印刷方法を採用しています。



<取扱代理店>

株式会社 **りそな銀行** 東京都江東区木場1丁目5番65号 深川ギャザリアW2棟 〒135-8581

株式会社 **埼玉りそな銀行** 埼玉県さいたま市浦和区常盤7-4-1 〒330-9088

**ジェイアンドエス保険サービス株式会社** 東京都中央区日本橋茅場町1-2-14 〒103-0025  
 ※お問合わせはジェイアンドエス保険サービス株式会社にて承ります。(東京) TEL.03-3668-8070

この保険商品は、株式会社りそな銀行もしくは株式会社埼玉りそな銀行のいずれか1社または両社と、ジェイアンドエス保険サービス株式会社が共同して取扱代理店となります。また、上記に加え他の代理店が共同代理店に追加される場合があります。

引受保険会社

**あいおいニッセイ同和損害保険株式会社**

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1  
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>